

## 第1回青年の家跡地等整備推進会議 次第

日時：平成29年7月14日（金）

午後1時30分から

場所：南畑公民館2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 推進会議について

4 自己紹介

5 座長の選出について

6 意見交換事項

(1) 青年の家一帯の現況などについて【資料1】

(2) 青年の家一帯における課題などについて【資料2】

(3) 整備素案の考え方について【資料3】

(4) スケジュールについて【資料4】

(5) 次回会議の日程について

7 閉 会

## 青年の家一帯の現況などについて

### 1. 現況など

#### ①富士見青年の家

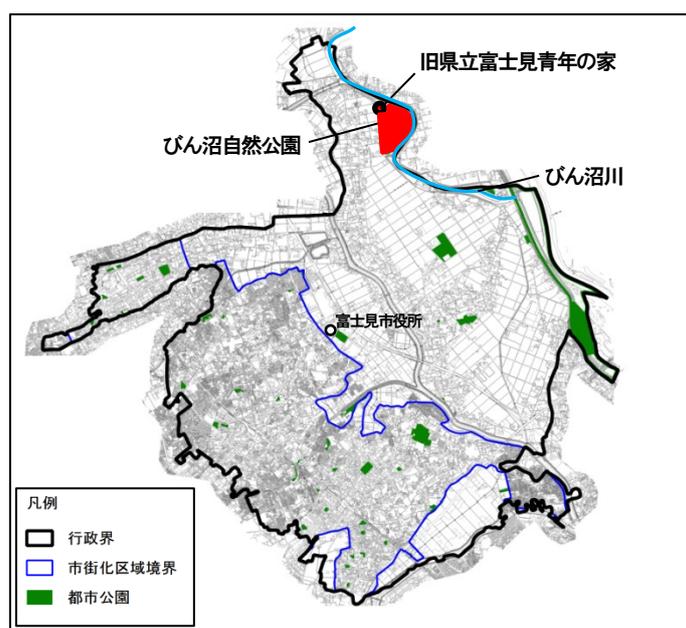
- ・本市の北側に位置し、市街化調整区域に立地していた埼玉県の施設
- ・敷地面積は約7,600㎡
- ・平成29年度に県が解体工事を行い、更地となる
- ・周辺には、老人福祉センターやふじの木作業所、ゲートボール場などの施設がある

#### ②びん沼自然公園

- ・市が河川区域を占用し、整備した都市公園
- ・平成14年度から供用開始し、面積は約57,000㎡（東京ドーム約1.2個分）
- ・多目的広場（約11,000㎡）、園路（1周約1.8km）、デッキ、トイレ、駐車場（70台）、樹林地などを整備

#### ③びん沼川

- ・びん沼川は、貯水量170万㎡の（東京ドーム約1.4個分）調節池として整備（総合治水対策特定河川事業、びん沼川環境保全・整備計画、新河岸川ブロック河川整備計画）
- ・関東でも指折りの釣り場（ヘラブナなど）
- ・びん沼川沿いには桜が植えられている
- ・周辺の農業用水としても利用されている
- ・河川区域の利活用に向け、川の国埼玉はつらつプロジェクトに採用されている



## 2. 立地規制

### ①市街化調整区域の場合

⇒都市計画法に基づく開発許可申請が必要

### ②河川区域の場合

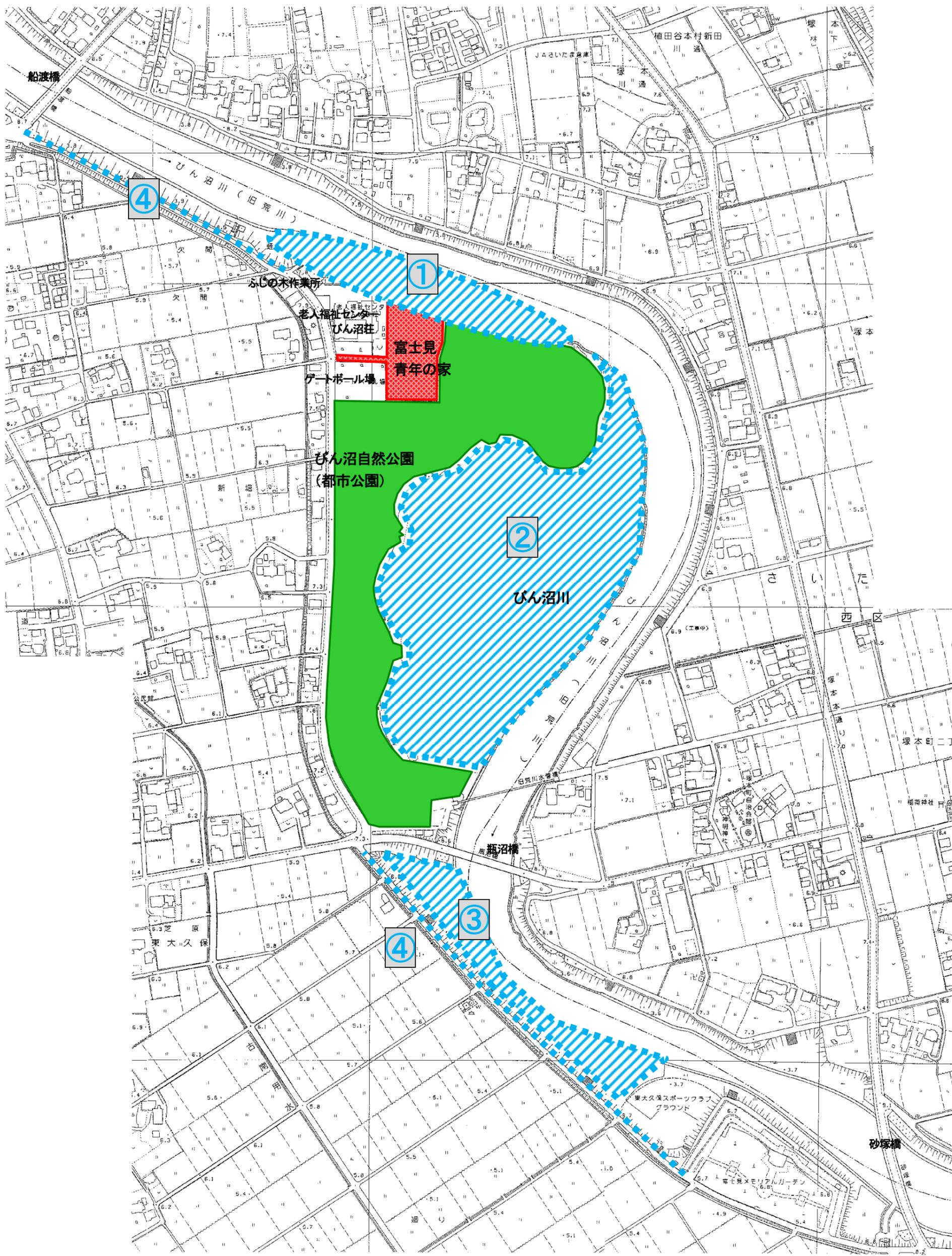
⇒国が定めている「河川敷地占用許可準則」に基づく占用施設の主な例

～公園、緑地又は広場、運動場等スポーツ施設、キャンプ場等のレクリエーション施設、遊歩道・階段・便所・休憩所等の親水施設、テラス等の施設、売店、河川教育・学習施設、自然観察施設 など

## 青年の家一帯における課題などについて

- 青年の家解体後の跡地活用について検討を進める必要がある。
- 市内における地域資源の1つとして、市内外で、びん沼自然公園の認知度をさらに高めていく必要がある。
- びん沼自然公園利用者のマナーの問題がある。(ゴミや公園内での火気使用など)
- びん沼自然公園への交通アクセスが、循環バスなどに限られている。
- びん沼川は、ヘラブナなどの釣り場として知られ、多くの釣り客が訪れているが、河川区域内に車が止められている。
- びん沼川沿いの自然環境を保全していく必要がある。
- 「交流人口」が拡大していることから、市内にある地域資源の魅力を向上させ、市内の回遊性を高めることで市全体の活性化に繋げていく必要がある。
- 解体後の跡地活用については、青年の家周辺の施設や地域における資源との連携を進めていく必要がある。

整備箇所（案）図



スケジュールについて

日程	回数	内容等
平成29年 7月14日(金)	第1回	組織設立 課題の抽出、整備素案の検討
平成29年 8月	第2回	課題の検討、整備素案の検討
平成29年 9月中旬	第3回	課題の検討、整備素案の検討・取り まとめ
平成29年11月上旬	第4回	課題の検討、整備内容の細部検討
平成30年 1月中旬	第5回	課題の検討、整備内容の細部検討・ 決定
平成30年 2月中旬	住民説明会	整備内容の説明